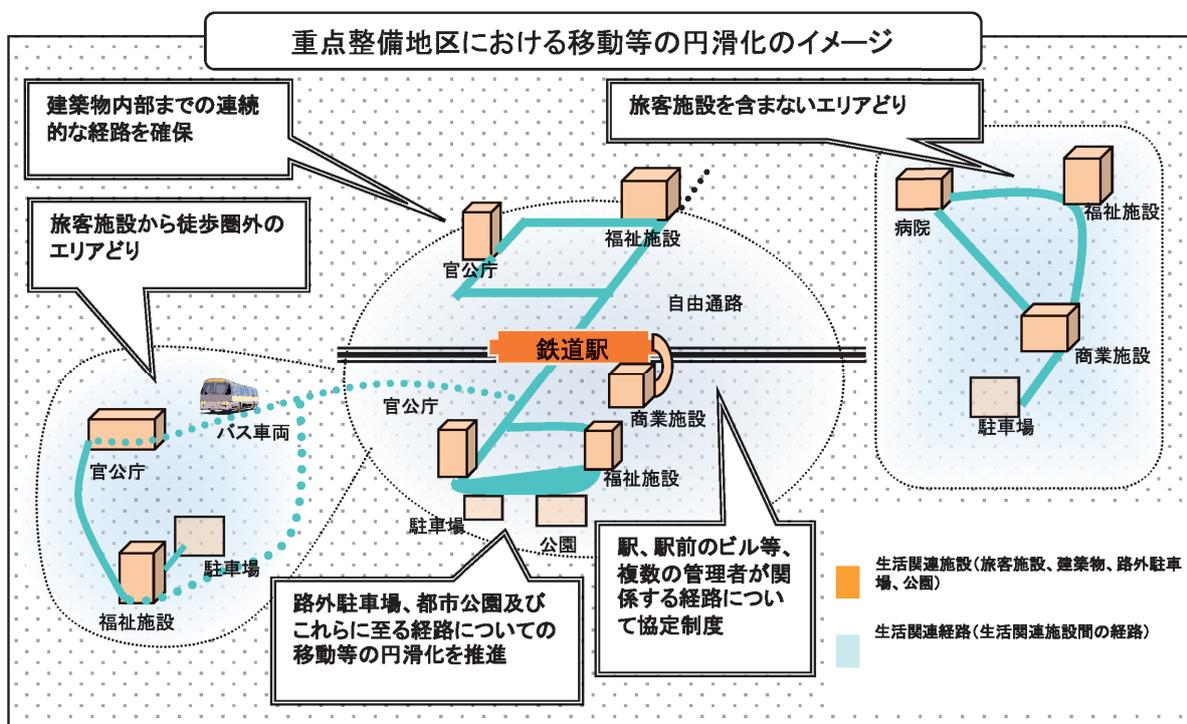


■ 図表2-44 重点整備地区イメージ図



資料：国土交通省

3. 建築物のバリアフリー化の推進

(1) 官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては、昭和48年度以降、合同庁舎、窓口業務を行う官署等について、車いす使用者の利用を考慮したスロープ、車いす使用者用トイレの設置や視覚に障害のある人の利用を考慮した構内通路の整備等、所要の措置を講じてきた。

更にきめ細かい障害者・高齢者施策を推進するため、窓口官署が入居する新営の官庁施設については、「バリアフリー法」の建築物移動等円滑化誘導基準を満たすよう整備するほか、すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、大型ベッドを設けた多機能便所を設置したり、窓口業務を行う事務室の出入口を自動ドアとするなどの整備を推進している。

(2) 人にやさしい建築物の整備

デパート、ホテル等の多数の人々が利用する建築物を、障害のある人等が利用しやすくするためには、昇降装置の設置、廊下の幅員等の確保、各種設備の充実等を図る必要がある。このため、建築物のバリアフリー化を推進するため、「バリアフリー法」に基づき、障害のある人等が円滑に利用できる特定建築物の廊下・階段等に関する基準（移動等円滑化基準）を定め、一定規模以上の特別特定建築物の建築等について当該基準への適合を義務付けるとともに、同法に基づき所管行政庁により認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）に対して支援措置等を講じている。

(3) 「バリアフリー法」に伴う助成等

建築物のバリアフリー化を推進するため、上述の移動等円滑化基準に基づき特定建築物の建築主等への指導・助言を行っている。